



ごみ、水道・下水道、環境

ごみの出し方・リサイクル

- ▶ごみの持ち込み・リサイクルについて＝
環境コミュニケーションセンター ☎546-5300
- ▶ごみの収集・分別について＝
清掃センター ☎541-1342

詳しくは、「資源・ごみの収集カレンダー」、「資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。環境コミュニケーションセンターまたは清掃センターへお問い合わせください。

ごみを出すときは

市内を6地区に分けて収集しています。地区により収集日が異なりますので「資源・ごみの収集カレンダー」で確認のうえ、決められた場所に、収集日の朝8時30分までに出してください。きちんと分別し、ごみの減量とリサイクルにご協力をお願いします。

ごみを出す場所

- 戸建住宅
原則、住宅ごとに収集します。道路に面した敷地内に出してください。
- 集合住宅・ビル
集合住宅やビルごとに定めた集積所に出してください。

指定収集袋

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックの収集は、指定収集袋(有料)で行っています。指定収集袋で出さない場合は収集できません。指定収集袋の購入方法は「資源とごみの分け方・出し方」または市ホームページで確認するか、清掃センターにお問い合わせください。

◇指定収集袋の種類

- *可燃ごみ＝ピンク色(半透明)
- *不燃ごみ＝オレンジ色(半透明)
- *プラスチック＝紫色(半透明)

◇価格(1組10枚入り)

- *大袋(40リットル相当)＝600円
- *中袋(20リットル相当)＝300円
- *小袋(10リットル相当)＝150円
- *ミニ袋(5リットル相当)＝70円

※1枚売りをしている取り扱い店もあります。

落ち葉・草花・せん定枝は無料で収集

緑化を推進するため、無料で収集しています。落ち葉・草花は透明または半透明の袋(レジ袋)に入れ、せん定枝は直径10cm以内・長さ50cm以内・1束30cm以内に束ね、可燃ごみの収集日に出してください。

原則として、1回の収集で各2袋・2束までです。多量に出す場合は有料となりますので、清掃センターに連絡してください。

おむつは無料で収集

乳幼児や高齢者などが使用したおむつは、透明または半透明の袋(レジ袋可)に入れて、袋に油性ペンなどで「おむつ」と書いて、可燃ごみの日に出してください。無料で収集します。また、市の施設などで配布している「おむつ袋」で出すこともできます。

ボランティア袋

ボランティアで公共の場所を清掃した際のごみを出すときには「ボランティア袋」を配布し、無料で収集しています。なお、ボランティア袋を利用するときも、ごみは分別し、それぞれの収集日に出してください。



ごみ、水道・下水道、環境

〈広告〉

★ OKUBO

新聞・雑誌・ダンボール
機密書類 持ち込みOK!

持込可能時間
8:00～12:00 13:00～17:00
(水曜を除く)

古紙リサイクル・機密処理サービスの
リーディングカンパニー

OKUBO.CO.LTD
株式会社 大久保
www.kk-okubo.co.jp 昭島市武蔵野 2-9-33
古紙 大久保 検索 ☎042-545-4621

作業環境測定機関/建築物空気環境測定業

(株)EGG環境

▶アスベスト業務
空気中の測定・分析
建材の調査・分析

▶シックハウス業務
室内空気環境測定
[ホルムアルデヒド・揮発性有機化合物(VOC)]

▶作業環境測定▶ダイオキシン類調査・分析

〒196-0021 昭島市武蔵野3-6-9
TEL042-843-7321 FAX042-544-4404
URL http://www.egg-kankyo.co.jp

EGG

遺品整理 特殊清掃 建物管理 住宅改修

昭島市、多摩地域 対応

トータルライフサービス

遺品整理士 認定 第ISO5136号
事件現場特殊清掃士 認定 第CSC01370号

☎0120-95-4601

多摩市和田1423-1-201
御見積・御相談 無料(担当:高橋)

ごみの分別方法と収集回数

■可燃ごみ(1週間に2回)

台所の生ごみや衣類などのほか、衛生上焼却が必要なものです。生ごみは、水切りをしてください。

■不燃ごみ(3週間に1回)

せともの、革製品、ゴム製品、塩化ビニールなどです。油や化粧品びん、耐熱ガラス、板ガラスなども不燃ごみです。

■プラスチック(3週間に2回)

発泡スチロール、ビニール、プラスチックでできているものや、の表示があるものです。

食品のトレーなど、購入した店が店頭回収をしているものは、できるだけ店に戻してください。

■古紙(1週間に1回、種類ごとに4週サイクルで収集)

4種類に分けて収集しています。ひもでしばって出してください。ビニール袋には入れないでください。

- *新聞(チラシを含む)
- *雑誌・雑古紙
- *ダンボール・茶紙(裏が茶色い箱や紙袋、茶色い封筒、トイレットペーパーやラップの芯などで内側が茶色のものを含む)
- *牛乳パック(牛乳以外の飲料用紙パックを含む。ただし中が銀色のものは可燃ごみ)

〔古紙の収集日(4週サイクル)〕

- *1週目=新聞、牛乳パック
- *2週目=雑誌・雑古紙、牛乳パック
- *3週目=ダンボール・茶紙、牛乳パック
- *4週目=雑誌・雑古紙、牛乳パック

上記の順番を繰り返します。いつ、どの種類を出せるかは、「資源・ごみの収集カレンダー」で確認してください。

■資源(1週間に1回)

スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル、ビデオテープ類、スプレー缶、カセットボンベ類などです。スプレー缶、カセットボンベ類以外は、透明または半透明の同じ袋にまとめて出してください。

缶、びんはふたを取り、ペットボトルは必ずキャップとラベルをはずし、すすいでから出してください。

スプレー缶やカセットボンベは中身を使い切ってください。中身が入っている場合は、それが分かるように貼り紙などをしてください。穴をあける必要はありません。他の資源とは分け、別の透明または半透明の袋で出してください。

■有害ごみ(1週間に1回、プラスチックまたは不燃ごみの収集日に収集)

乾電池、蛍光灯、水銀体温計などです。プラスチックや不燃ごみとは別の透明または半透明の袋に入れるか、有害ごみと書いた袋に入れて出してください。

なお、充電式の電池は、市では処理できません。リサイクル協力店にある「充電式電池リサイクルBOX」に入れてください。

■小型家電製品の拠点回収

ごみの減量と再資源化を推進するため、使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどを回収します。

回収対象は携帯電話、PHS端末、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ(家庭用)、ゲーム機(据置型・携帯型)、テープレコーダー(デッキを除く)、デジタルオーディオ(フラッシュメモリ、HDD)、携帯型オーディオ(CD、MD)、電子辞書、ICレコーダーです。

回収場所は市役所、環境コミュニケーションセンター、水道部、中神土地区画整理事務所、KOTORIホール(市民会館)・公民館、あいぽっく、勤労商工市民センター、各市立会館です。

※回収ボックス投入口(縦15cm×横30cm)に入るものに限りです。

※取り外し可能な電池は、取り外してください。

※個人情報、あらかじめ消去してください。

※一度回収した小型家電製品は、返却できません。

■粗大ごみなど

電子レンジやたんすなどの粗大ごみや、一時的に多量のごみを出すときは、清掃センターに相談してください。粗大ごみの出し方には、次の二つの方法があります。

■収集を申し込む

収集は家庭ごみに限ります。品目別有料シール制を採用しています。手続きは次のとおりです。

- ①清掃センターへ申し込み、料金、収集日、出す場所を確認する。
- ②確認した金額の粗大ごみ処理券(シール)を取扱店で購入する。
- ③シールに名前を記入し、粗大ごみに貼る。
- ④予約した収集日の朝8時30分までに、指定された場所に出す。

※粗大ごみ処理券の取扱店は「資源とごみの分け方・出し方」または市ホームページで確認するか、清掃センターへ問い合わせてください。

■環境コミュニケーションセンターへ持ち込む

◇受付日時

*月～金曜日の午前8時45分～11時30分、午後1時～4時(祝日は午後3時30分まで)

*第1・第3日曜日の午前8時45分～11時30分、午後1時～3時30分

※いずれも、年末年始を除きます。

◇処理手数料

*家庭ごみ=1kg当たり20円

*事業系ごみ=1kg当たり30円

※粗大ごみ以外の一般廃棄物(市で処理できないものを除く)の持ち込みも同様に受け付けています。

■市では処理できないごみ

ピアノ、消火器、タイヤ・バッテリーなどのカー用品、ガスボンベ、金庫、シンナー・ガソリン・農薬などの劇物、医療廃棄物、コンクリート、土、レンガ、瓦、石、砂、産業廃棄物などは、市で処理できません。販売店や専門の業者に相談してください。



家電リサイクル・パソコンリサイクル

家電4品目(テレビ・冷凍庫・冷蔵庫・エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)及び家庭用のパソコンは、製造業者などが処理することが法律で定められており、市では処理していません。必要な手続きは次のとおりです。いずれもリサイクル料金が必要です(PCリサイクルマークが付いているパソコンを除く)。

■家電4品目

- * 買い替える場合＝新たに購入する店に引き取ってもらう
- * 廃棄する場合＝市と提携した次の「収集運搬許可業者」に依頼するか、購入したお店に引き取ってもらう
または、自分で「指定引き取り場所」に持ち込む
- * 指定引き取り場所は、「資源とごみの分け方・出し方」で確認するか、環境コミュニケーションセンターまたは清掃センターへ問い合わせてください。

〔家電4品目の収集運搬許可業者〕

- * 原島組 ☎541-7875
- * 富士商事 ☎500-5671
- * 光カンパニー ☎544-2577
- * 田邊商店 ☎042-520-0075

■家庭用パソコン

リネットジャパン (<https://www.renet.jp/>) の宅配回収サービスに依頼するか、各パソコンメーカーに回収を依頼してください。

自作パソコンなど、メーカーのないものは「パソコン3R推進協会」☎03-5282-7685へ問い合わせてください。

事業系一般廃棄物

商店や会社などの事業活動から出る事業系一般廃棄物は、自己処理が原則です。自己処理できないときは、収集運搬許可業者に委託してください。

なお、店舗併用住宅などでごみの排出量が基準以下の少量排出事業所は、家庭ごみと同様に指定収集袋で出すこともできます。指定収集袋で出すときは、必ず事業所名を記入してください。

◇少量排出事業所の排出量基準 1か月の総ごみ量が200kg未満で、1回の排出量が大量(40リットル相当)2袋まで

■古紙は無料で処理してもらえます

分類後、事前に連絡のうえ、次の業者に持ち込んでください。

- * 大久保 ☎545-4621 (武蔵野2-9-33)
- * 三弘紙業 ☎544-3004 (松原町2-3-17)

ごみの減量のために

▶環境コミュニケーションセンター ☎546-5300

電動式生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入費補助

電動式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を設置する家庭を対象に、購入費の一部を補助しています。いずれも購入前に申し込みが必要です。

◇補助対象

- * 電動式生ごみ処理機
- * 生ごみ堆肥化容器(2機種及びダンボールコンポスト)

資源回収奨励金交付制度

地域の自治会や子ども会などが実施する資源回収の回収量に応じて、奨励金を交付しています(団体登録が必要)。

まだ使用できるものは

家庭内でまだ使用できるものは、ごみとして処分する前に、フリーマーケットやリサイクルショップ、市の「生活用品交換情報」などの利用を検討してください。

生活用品交換情報

家庭で不要になった品物を無償でゆずりたいとき、ゆずってほしいときは、生活コミュニティ課暮らしの安全係へ連絡してください。「広報あきしま」、市役所1階の掲示板、市ホームページなどで情報提供します。なお、交換条件は、当事者間での交渉となります。

水道・下水道

▶ 水道 = 水道部業務課

☎543-6111

▶ 下水道 = 下水道課

☎544-5111

■水道料金と下水道使用料

水道料金は、地区ごとに基準日を定め検針(2か月に1回)を行い、使用水量と請求予定金額などをお知らせします。下水道使用料は、水道の使用水量を下水道の排出量とみなし、水道料金と一緒に納めていただきます。金額は、下の表をご覧ください。

▼水道料金表(2か月分)

(平成30年11月現在)

口径	基本料金	従量料金<1m ³ 当たり>						
		0~20m ³	21~40m ³	41~60m ³	61~200m ³	201~400m ³	401~2000m ³	2001m ³ 以上
13mm	960円	0円	100円	135円	170円	240円	295円	350円
20mm	1,340円							
25mm	1,580円							
30mm	4,200円	170円			295円			
40mm	8,400円							
50mm	28,000円							
75mm	62,000円	295円						
100mm	126,000円	350円			*水泳プールやその他の公衆浴場で入場料を徴収する場合の従量料金は、2か月あたり使用水量が10,000m ³ を超える分については、1m ³ につき500円です。			
150mm	208,000円							
200mm	444,000円							
250mm	622,000円							
300mm以上	1,034,000円							
普通公衆浴場	960円	0円	70円					

▼下水道使用料表(2か月分)

(平成30年11月現在)

区分	基本使用料	排出量別単価<1m ³ 当たり>							
		0~20m ³	21~40m ³	41~100m ³	101~200m ³	201~400m ³	401~1000m ³	1001~2000m ³	2001m ³ 以上
一般汚水	930円	0円	76円	108円	145円	189円	232円	280円	324円
浴場汚水	680円	0円	19円						

<計算例> 一般家庭が使用する平均使用量(口径20mmで2か月50m³)の場合

水道料金 20m³まで 1,340円(基本料金) 下水道使用料 20m³まで 930円(基本使用料)
 21m³~40m³ 2,000円(20m³×@100) 21m³~40m³ 1,520円(20m³×@76)
 41m³~50m³ 1,350円(10m³×@135) 41m³~50m³ 1,080円(10m³×@108)

合計 5,065円(料金4,690円+消費税375円) 合計 3,812円(使用料3,530円+消費税282円)

※水道料金及び下水道使用料は、基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額(8%)を加算した額です(1円未満切り捨て)。

<広告>

昭島の水道とともに、昭島市管工事組合

(株)浅井設備

田中町2-1-43
042-541-1987

(株)昭和設備工業所

緑町1-9-26
042-541-3753

(株)朝日冷熱工業

朝日町2-1-8
042-541-3394

(株)大和管工

田中町2-1-40
042-544-1530

(株)石川工業所

松原町5-24-17
042-541-1129

(株)中村工業所

郷地町1-6-15
042-541-0161

(株)榎本工務店

昭和町5-3-7
042-541-0329

(有)原島組

中神町1-14-6
042-546-5659

(株)奥山設備

中神町2-25-18
042-543-5491

(株)福島工業所

朝日町3-6-19
042-543-3371

(有)エコアース

美堀町5-9-1
042-541-1386

昭島市管工事組合は昭島の水を昼夜、道路から個人住宅地内まで見守っています。



▼水道料金・下水道使用料早見表(2か月用) ①水量0~59m³

(平成30年11月現在)

水量 (m ³)	口径13mm				口径20mm				口径25mm				下水道使用料		
	水道料金			上下水道 料金合計 (税込)	水道料金			上下水道 料金合計 (税込)	水道料金			上下水道 料金合計 (税込)	使用料	消費 税 (8%)	税込計
	料金	消費税(8%)	税込計		料金	消費税(8%)	税込計		料金	消費税(8%)	税込計				
0	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
1	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
2	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
3	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
4	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
5	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
6	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
7	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
8	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
9	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
10	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
11	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
12	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
13	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
14	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
15	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
16	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
17	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
18	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
19	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
20	960	76	1,036	2,040	1,340	107	1,447	2,451	1,580	126	1,706	2,710	930	74	1,004
21	1,060	84	1,144	2,230	1,440	115	1,555	2,641	1,680	134	1,814	2,900	1,006	80	1,086
22	1,160	92	1,252	2,420	1,540	123	1,663	2,831	1,780	142	1,922	3,090	1,082	86	1,168
23	1,260	100	1,360	2,610	1,640	131	1,771	3,021	1,880	150	2,030	3,280	1,158	92	1,250
24	1,360	108	1,468	2,800	1,740	139	1,879	3,211	1,980	158	2,138	3,470	1,234	98	1,332
25	1,460	116	1,576	2,990	1,840	147	1,987	3,401	2,080	166	2,246	3,660	1,310	104	1,414
26	1,560	124	1,684	3,180	1,940	155	2,095	3,591	2,180	174	2,354	3,850	1,386	110	1,496
27	1,660	132	1,792	3,370	2,040	163	2,203	3,781	2,280	182	2,462	4,040	1,462	116	1,578
28	1,760	140	1,900	3,561	2,140	171	2,311	3,972	2,380	190	2,570	4,231	1,538	123	1,661
29	1,860	148	2,008	3,751	2,240	179	2,419	4,162	2,480	198	2,678	4,421	1,614	129	1,743
30	1,960	156	2,116	3,941	2,340	187	2,527	4,352	2,580	206	2,786	4,611	1,690	135	1,825
31	2,060	164	2,224	4,131	2,440	195	2,635	4,542	2,680	214	2,894	4,801	1,766	141	1,907
32	2,160	172	2,332	4,321	2,540	203	2,743	4,732	2,780	222	3,002	4,991	1,842	147	1,989
33	2,260	180	2,440	4,511	2,640	211	2,851	4,922	2,880	230	3,110	5,181	1,918	153	2,071
34	2,360	188	2,548	4,701	2,740	219	2,959	5,112	2,980	238	3,218	5,371	1,994	159	2,153
35	2,460	196	2,656	4,891	2,840	227	3,067	5,302	3,080	246	3,326	5,561	2,070	165	2,235
36	2,560	204	2,764	5,081	2,940	235	3,175	5,492	3,180	254	3,434	5,751	2,146	171	2,317
37	2,660	212	2,872	5,271	3,040	243	3,283	5,682	3,280	262	3,542	5,941	2,222	177	2,399
38	2,760	220	2,980	5,461	3,140	251	3,391	5,872	3,380	270	3,650	6,131	2,298	183	2,481
39	2,860	228	3,088	5,651	3,240	259	3,499	6,062	3,480	278	3,758	6,321	2,374	189	2,563
40	2,960	236	3,196	5,842	3,340	267	3,607	6,253	3,580	286	3,866	6,512	2,450	196	2,646
41	3,095	247	3,342	6,104	3,475	278	3,753	6,515	3,715	297	4,012	6,774	2,558	204	2,762
42	3,230	258	3,488	6,367	3,610	288	3,898	6,777	3,850	308	4,158	7,037	2,666	213	2,879
43	3,365	269	3,634	6,629	3,745	299	4,044	7,039	3,985	318	4,303	7,298	2,774	221	2,995
44	3,500	280	3,780	6,892	3,880	310	4,190	7,302	4,120	329	4,449	7,561	2,882	230	3,112
45	3,635	290	3,925	7,154	4,015	321	4,336	7,565	4,255	340	4,595	7,824	2,990	239	3,229
46	3,770	301	4,071	7,416	4,150	332	4,482	7,827	4,390	351	4,741	8,086	3,098	247	3,345
47	3,905	312	4,217	7,679	4,285	342	4,627	8,089	4,525	362	4,887	8,349	3,206	256	3,462
48	4,040	323	4,363	7,942	4,420	353	4,773	8,352	4,660	372	5,032	8,611	3,314	265	3,579
49	4,175	334	4,509	8,204	4,555	364	4,919	8,614	4,795	383	5,178	8,873	3,422	273	3,695
50	4,310	344	4,654	8,466	4,690	375	5,065	8,877	4,930	394	5,324	9,136	3,530	282	3,812
51	4,445	355	4,800	8,729	4,825	386	5,211	9,140	5,065	405	5,470	9,399	3,638	291	3,929
52	4,580	366	4,946	8,991	4,960	396	5,356	9,401	5,200	416	5,616	9,661	3,746	299	4,045
53	4,715	377	5,092	9,254	5,095	407	5,502	9,664	5,335	426	5,761	9,923	3,854	308	4,162
54	4,850	388	5,238	9,516	5,230	418	5,648	9,926	5,470	437	5,907	10,185	3,962	316	4,278
55	4,985	398	5,383	9,778	5,365	429	5,794	10,189	5,605	448	6,053	10,448	4,070	325	4,395
56	5,120	409	5,529	10,041	5,500	440	5,940	10,452	5,740	459	6,199	10,711	4,178	334	4,512
57	5,255	420	5,675	10,303	5,635	450	6,085	10,713	5,875	470	6,345	10,973	4,286	342	4,628
58	5,390	431	5,821	10,566	5,770	461	6,231	10,976	6,010	480	6,490	11,235	4,394	351	4,745
59	5,525	442	5,967	10,829	5,905	472	6,377	11,239	6,145	491	6,636	11,498	4,502	360	4,862



水、水道、下水道、環境

▼水道料金・下水道使用料早見表(2か月用) ②水量60~120m³

(平成30年11月現在)

水量 (m ³)	口径13mm				口径20mm				口径25mm				下水道使用料		
	水道料金			上下水道 料金合計 (税込)	水道料金			上下水道 料金合計 (税込)	水道料金			上下水道 料金合計 (税込)	使用料	消費 税 (8%)	税込計
	料金	消費税(8%)	税込計		料金	消費税(8%)	税込計		料金	消費税(8%)	税込計				
60	5,660	452	6,112	11,090	6,040	483	6,523	11,501	6,280	502	6,782	11,760	4,610	368	4,978
61	5,830	466	6,296	11,391	6,210	496	6,706	11,801	6,450	516	6,966	12,061	4,718	377	5,095
62	6,000	480	6,480	11,692	6,380	510	6,890	12,102	6,620	529	7,149	12,361	4,826	386	5,212
63	6,170	493	6,663	11,991	6,550	524	7,074	12,402	6,790	543	7,333	12,661	4,934	394	5,328
64	6,340	507	6,847	12,292	6,720	537	7,257	12,702	6,960	556	7,516	12,961	5,042	403	5,445
65	6,510	520	7,030	12,592	6,890	551	7,441	13,003	7,130	570	7,700	13,262	5,150	412	5,562
66	6,680	534	7,214	12,892	7,060	564	7,624	13,302	7,300	584	7,884	13,562	5,258	420	5,678
67	6,850	548	7,398	13,193	7,230	578	7,808	13,603	7,470	597	8,067	13,862	5,366	429	5,795
68	7,020	561	7,581	13,492	7,400	592	7,992	13,903	7,640	611	8,251	14,162	5,474	437	5,911
69	7,190	575	7,765	13,793	7,570	605	8,175	14,203	7,810	624	8,434	14,462	5,582	446	6,028
70	7,360	588	7,948	14,093	7,740	619	8,359	14,504	7,980	638	8,618	14,763	5,690	455	6,145
71	7,530	602	8,132	14,393	7,910	632	8,542	14,803	8,150	652	8,802	15,063	5,798	463	6,261
72	7,700	616	8,316	14,694	8,080	646	8,726	15,104	8,320	665	8,985	15,363	5,906	472	6,378
73	7,870	629	8,499	14,994	8,250	660	8,910	15,405	8,490	679	9,169	15,664	6,014	481	6,495
74	8,040	643	8,683	15,294	8,420	673	9,093	15,704	8,660	692	9,352	15,963	6,122	489	6,611
75	8,210	656	8,866	15,594	8,590	687	9,277	16,005	8,830	706	9,536	16,264	6,230	498	6,728
76	8,380	670	9,050	15,895	8,760	700	9,460	16,305	9,000	720	9,720	16,565	6,338	507	6,845
77	8,550	684	9,234	16,195	8,930	714	9,644	16,605	9,170	733	9,903	16,864	6,446	515	6,961
78	8,720	697	9,417	16,495	9,100	728	9,828	16,906	9,340	747	10,087	17,165	6,554	524	7,078
79	8,890	711	9,601	16,795	9,270	741	10,011	17,205	9,510	760	10,270	17,464	6,662	532	7,194
80	9,060	724	9,784	17,095	9,440	755	10,195	17,506	9,680	774	10,454	17,765	6,770	541	7,311
81	9,230	738	9,968	17,396	9,610	768	10,378	17,806	9,850	788	10,638	18,066	6,878	550	7,428
82	9,400	752	10,152	17,696	9,780	782	10,562	18,106	10,020	801	10,821	18,365	6,986	558	7,544
83	9,570	765	10,335	17,996	9,950	796	10,746	18,407	10,190	815	11,005	18,666	7,094	567	7,661
84	9,740	779	10,519	18,297	10,120	809	10,929	18,707	10,360	828	11,188	18,966	7,202	576	7,778
85	9,910	792	10,702	18,596	10,290	823	11,113	19,007	10,530	842	11,372	19,266	7,310	584	7,894
86	10,080	806	10,886	18,897	10,460	836	11,296	19,307	10,700	856	11,556	19,567	7,418	593	8,011
87	10,250	820	11,070	19,198	10,630	850	11,480	19,608	10,870	869	11,739	19,867	7,526	602	8,128
88	10,420	833	11,253	19,497	10,800	864	11,664	19,908	11,040	883	11,923	20,167	7,634	610	8,244
89	10,590	847	11,437	19,798	10,970	877	11,847	20,208	11,210	896	12,106	20,467	7,742	619	8,361
90	10,760	860	11,620	20,098	11,140	891	12,031	20,509	11,380	910	12,290	20,768	7,850	628	8,478
91	10,930	874	11,804	20,398	11,310	904	12,214	20,808	11,550	924	12,474	21,068	7,958	636	8,594
92	11,100	888	11,988	20,699	11,480	918	12,398	21,109	11,720	937	12,657	21,368	8,066	645	8,711
93	11,270	901	12,171	20,998	11,650	932	12,582	21,409	11,890	951	12,841	21,668	8,174	653	8,827
94	11,440	915	12,355	21,299	11,820	945	12,765	21,709	12,060	964	13,024	21,968	8,282	662	8,944
95	11,610	928	12,538	21,599	11,990	959	12,949	22,010	12,230	978	13,208	22,269	8,390	671	9,061
96	11,780	942	12,722	21,899	12,160	972	13,132	22,309	12,400	992	13,392	22,569	8,498	679	9,177
97	11,950	956	12,906	22,200	12,330	986	13,316	22,610	12,570	1,005	13,575	22,869	8,606	688	9,294
98	12,120	969	13,089	22,500	12,500	1,000	13,500	22,911	12,740	1,019	13,759	23,170	8,714	697	9,411
99	12,290	983	13,273	22,800	12,670	1,013	13,683	23,210	12,910	1,032	13,942	23,469	8,822	705	9,527
100	12,460	996	13,456	23,100	12,840	1,027	13,867	23,511	13,080	1,046	14,126	23,770	8,930	714	9,644
101	12,630	1,010	13,640	23,441	13,010	1,040	14,050	23,851	13,250	1,060	14,310	24,111	9,075	726	9,801
102	12,800	1,024	13,824	23,781	13,180	1,054	14,234	24,191	13,420	1,073	14,493	24,450	9,220	737	9,957
103	12,970	1,037	14,007	24,121	13,350	1,068	14,418	24,532	13,590	1,087	14,677	24,791	9,365	749	10,114
104	13,140	1,051	14,191	24,461	13,520	1,081	14,601	24,871	13,760	1,100	14,860	25,130	9,510	760	10,270
105	13,310	1,064	14,374	24,801	13,690	1,095	14,785	25,212	13,930	1,114	15,044	25,471	9,655	772	10,427
106	13,480	1,078	14,558	25,142	13,860	1,108	14,968	25,552	14,100	1,128	15,228	25,812	9,800	784	10,584
107	13,650	1,092	14,742	25,482	14,030	1,122	15,152	25,892	14,270	1,141	15,411	26,151	9,945	795	10,740
108	13,820	1,105	14,925	25,822	14,200	1,136	15,336	26,233	14,440	1,155	15,595	26,492	10,090	807	10,897
109	13,990	1,119	15,109	26,162	14,370	1,149	15,519	26,572	14,610	1,168	15,778	26,831	10,235	818	11,053
110	14,160	1,132	15,292	26,502	14,540	1,163	15,703	26,913	14,780	1,182	15,962	27,172	10,380	830	11,210
111	14,330	1,146	15,476	26,843	14,710	1,176	15,886	27,253	14,950	1,196	16,146	27,513	10,525	842	11,367
112	14,500	1,160	15,660	27,183	14,880	1,190	16,070	27,593	15,120	1,209	16,329	27,852	10,670	853	11,523
113	14,670	1,173	15,843	27,523	15,050	1,204	16,254	27,934	15,290	1,223	16,513	28,193	10,815	865	11,680
114	14,840	1,187	16,027	27,863	15,220	1,217	16,437	28,273	15,460	1,236	16,696	28,532	10,960	876	11,836
115	15,010	1,200	16,210	28,203	15,390	1,231	16,621	28,614	15,630	1,250	16,880	28,873	11,105	888	11,993
116	15,180	1,214	16,394	28,544	15,560	1,244	16,804	28,954	15,800	1,264	17,064	29,214	11,250	900	12,150
117	15,350	1,228	16,578	28,884	15,730	1,258	16,988	29,294	15,970	1,277	17,247	29,553	11,395	911	12,306
118	15,520	1,241	16,761	29,224	15,900	1,272	17,172	29,635	16,140	1,291	17,431	29,894	11,540	923	12,463
119	15,690	1,255	16,945	29,564	16,070	1,285	17,355	29,974	16,310	1,304	17,614	30,233	11,685	934	12,619
120	15,860	1,268	17,128	29,904	16,240	1,299	17,539	30,315	16,480	1,318	17,798	30,574	11,830	946	12,776

ごみ、水道・下水道、環境



水道の使用の開始、中止、変更

次のときは、届けが必要ですので、事前に水道部へ連絡してください。

■新たに水道の使用を開始するとき、水道の使用をやめるとき

転入などに伴い新たに水道を使用するときや、転出に伴い水道の使用をやめるときは、次のいずれかの方法で3日前までに届け出てください。

市役所での転入の手続きとは別に、水道の使用を開始するときは届けが必要です。昭島市は水道を独自で運営しているため、都内の市区町村から転入した場合でも届け出てください。

*電話＝水道部業務課 ☎543-6111

*インターネット＝東京電力「引越れんらく帳」のホームページ <http://www.hikkoshi-line.jp/> から

*水道使用届書＝入居先にこの用紙がある場合は水道部へ送付(無料)

■水道の使用について変更があるとき

市内での転居や契約名義の変更、納入通知書の送付先変更の際は、水道部業務課へご連絡ください。

なお、市内での転居の場合は、「水道使用開始届」やインターネットで届け出ることもできます。

水道料金の支払い

市では、2か月に1度行う検針をもとに、水道料金と下水道使用料を2か月ごとに請求します。

納入通知書(請求書)または口座振替のいずれかの方法でお支払いいただきます。

■納入通知書による支払い

納入通知書は、検針月(検針票がポストに投かんされた月)の翌月5日頃に送付しますので、表1のところでお支払いください。コンビニエンスストアでの支払いで、取り扱いのできる店舗は納入通知書内に記載しています。なお、バーコードが印字されていない、バーコードが読み取れない、金額を訂正した納入通知書はコンビニエンスストアでは取り扱いできません。

市役所・金融機関で支払うと納入の確認まで1週間～10日かかりますが、コンビニエンスストアの場合は翌日の午後に確認できます。

なお、新たに水道の使用を開始するときは、納入通知書による支払いとなります。

■口座振替による支払い

口座振替は、検針月(検針票がポストに投かんされた月)の翌月に指定の口座から自動的に引き落としますので、納め忘れがなく便利です。

口座振替を希望する方は、金融機関(71ページの表2を参照)の窓口へ、通帳、口座の届け印、お客様番号が分かるもの(検針票、納入通知書など)をお持ちください。手続きをしてから2週間～1か月ほどで口座振替に切り替わります。

◇口座振替日 検針月の翌月の20日(土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日)

▼表1 納入通知書で支払いができるところ
(平成30年11月現在)

	金融機関等名	支払い可能店舗
銀行	みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 きらぼし銀行 東和銀行 東日本銀行 山梨中央銀行	本店及び支店
信託銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 三井住友信託銀行	本店及び支店
信用金庫	西武信用金庫 青梅信用金庫 多摩信用金庫	本店及び支店
その他	中央労働金庫	本店及び支店
	東京みどり農業協同組合	支店
ゆうちょ銀行 (旧郵便局)	ゆうちょ銀行	関東及び山梨の店舗
昭島市	昭島市水道部・市役所指定金融機関・東部出張所	の各窓口



▼表2 口座振替で支払いができるところ
(平成30年11月現在)

	金融機関等名	口座振替可能店舗
銀行	みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 きらぼし銀行 東和銀行 東日本銀行	本店及び支店
信託銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行	本店及び支店
信用金庫	西武信用金庫 青梅信用金庫 多摩信用金庫	本店及び支店
その他	中央労働金庫 東京みどり農業協同組合	本店及び支店 支店
ゆうちょ銀行 (旧郵便局)	ゆうちょ銀行	全国の店舗

漏水は早期発見・早期修理を

各家庭の水道設備は所有者の財産ですので、所有者が管理してください。漏水の早期発見のため定期的な水道メーターを点検することをお勧めします。

宅地内で漏水している場合は、「緊急漏水」の連絡先に連絡して修理してください。なお、賃貸住宅にお住まいの方は管理会社または家主に連絡してください。

道路からの漏水を発見した方は、水道部工務課へ連絡をお願いします。

▼緊急漏水

状況	連絡先
蛇口の水が止まらない	①昭島市指定給水装置工事事業者
トイレの水が止まらない	②「広報あきしま」や市ホームページに掲載の漏水修理当番店
給湯器の水が止まらない	③水道部工務課工務係
敷地内の水道管から水があふれている	☎543-6111

▼検針時及び水道メーター点検時に発見した漏水

状況	連絡先
検針時漏水の疑いがあると 言われた	①昭島市指定給水装置工事事業者
検針時、使用水量が多くなっていた	②右の表などの昭島市指定給水装置工事事業者
水道メーターの定期点検時にパイロットマークが回っていた	③水道部業務課業務係 ☎543-6111

■水道料金・下水道使用料の一部を軽減します

漏水修理をした場合、漏水部分によっては水道料金・下水道使用料の一部を軽減します。修理が完了し、軽減を希望する場合は、申請が必要ですので、問い合わせてください。

水道・下水道の工事や修理の依頼は

水道の新設・修理や下水道の接続などの工事は、市の指定工事店でないとできません。工事を希望する方は、下の表の指定工事店へ連絡してください。

▼市内の指定工事店一覧 (平成30年11月現在)

指定工事店名 (所在地)	電話番号	工事の分野	
		水道	下水道
(株)中村工業所 (郷地町1-6-15)	☎541-0161	○	○
(株)朝日冷熱工業 (朝日町2-1-8)	☎541-3394	○	○
(株)福島工業所 (朝日町3-6-19)	☎543-3371	○	○
(有)原島組 (中神町1-14-6)	☎546-5659	○	○
(株)奥山設備 (中神町2-25-18)	☎543-5491	○	○
(株)杉本組 (宮沢町1-7-25)	☎544-1763	○	—
(株)吉田組 (宮沢町2-2-9)	☎545-2371	—	○
(株)浅井設備 (田中町2-1-43)	☎541-1987	○	○
(株)ヒカリ電機 (つつじが丘3-5-6-115)	☎541-4843	○	—
東京燃料林産(株) (武蔵野2-6-25)	☎541-6321	○	—
(有)エコアース (美堀町5-9-1)	☎541-1386	○	○
久保設備 (美堀町2-18-6)	☎545-3525	○	○
(株)榎本工務店 (昭和町5-3-7)	☎541-0329	○	○
秋山建設(株) (松原町5-8-15)	☎541-4838	○	○
(株)石川工業所 (松原町5-24-17)	☎541-1129	○	○
(株)大和管工 (田中町2-1-40)	☎544-1530	○	○
(株)昭和設備工業所 (緑町1-9-26)	☎541-3753	○	○
木村ブロック (緑町1-19-20)	☎090-2472-5529	—	○
(株)飯和建設 (緑町4-15-20)	☎541-9225	—	○
(有)北陽設備 (拝島町4-19-10)	☎544-5883	○	—
都市建設工業(株) (中神町1179-3)	☎545-1547	○	○
鯉淵設備工業所 (中神町1134-5)	☎543-2004	○	○
久保水道工業所 (宮沢町473)	☎543-1897	○	○

※市外の指定工事店は、水道については水道部業務課
☎543-6111、下水道については下水道課業務係
☎544-5111へ問い合わせてください。



ごみ、水道・下水道、環境



水道メーターの検針にご協力を

▶水道部業務課 ☎543-6111

2か月に1度、検針員が各家庭の水道メーターを検針します。検針員が伺うときはメーターボックスの上に物を置かないでください。また、飼い犬は出入口やメーターボックスから離れた場所につなぐなどしてください。

浄化槽の維持管理

▶下水道課業務係

浄化槽を使っている方は、浄化槽が悪臭などの発生源にならないよう維持管理が義務付けられています。市の許可業者に依頼し、適切な維持管理に努めてください。

し尿収集

▶下水道課業務係

■し尿処理手数料

一般家庭から排出されるし尿、汚泥、雑排水などの収集を、有料で行っています。収集1回1便槽ごとに料金がかかります。

▼し尿処理手数料

区分	し尿の種類	処理券額
し尿	し尿	2000円
	ため水洗	
汚泥	浄化槽汚泥	500円
雑排水	浄化槽放流水	
	雑排水	
事業系し尿(仮設トイレを含む)		5000円

※仮設トイレは1基1便槽です。

※いずれも、1800リットルまでです。

■申し込みから収集までの手順

- ①月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時に委託業者の原島組(☎541-7875)へ申し込んでください。その際、収集日と必要な処理券の種類及び枚数を確認してください。
- ②取扱店で、し尿処理券を購入してください。し尿処理券取扱店は、市ホームページで確認するか下水道課業務係へ問い合わせてください。
- ③し尿処理券に名前を記入し、収集日の午前8時までに収集口の近くに貼ってください。

環境問題・緑化推進

まちの環境維持・改善のために

▶環境課環境保全係 ☎544-4334(直通)

■環境問題で困っているときは

騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭など、公害についての苦情・相談を、環境課環境保全係で受け付けています。

■スズメバチの巣の駆除に補助

スズメバチは毒性が強く、攻撃性も高いため、個人では駆除せず、専門業者に依頼してください。

市が巣の駆除費用を補助します(限度額7000円/スズメバチ以外は自己負担)

■空き地・植木などの管理

空き地の雑草を放置しておく、害虫、犯罪、火災などの発生源となったり、ごみの不法投棄を引き起こしたりします。また、敷地から道路に突き出た植木の枝などは、道路を狭くし事故のもとにもなります。土地の所有者や管理者が、適正な管理をお願いします。



緑化の推進

▶環境課水と緑の係 ☎544-4341 (直通)

■緑化を推進する費用を補助

緑化を推進するために、次の経費の一部を補助しています。補助を受けるには、一定の条件が必要です。事前に連絡してください。

* 生け垣造りに補助

◇対象 生け垣樹木の高さが1m以上、総延長が3m以上であり、生け垣が建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路に面していること

◇補助金交付額

* 生け垣の新設＝長さ1mにつき1万円以内(限度額20万円)

* 生け垣の新設を目的とした既存のブロック塀などの撤去＝長さ1mにつき6000円以内(限度額12万円)

* 建築物の屋上緑化に補助

◇対象 緑化面積が3㎡以上であるもの

* 容易に除去または移設可能なプランターなどを設置したものは対象外です。

◇補助金交付額

* 樹木(高さ30cm以上)緑化の場合＝1㎡当たり5万円以内

* 樹木(高さ30cm未満)緑化又は芝等緑化の場合＝1㎡当たり1万8000円以内で算出した額と補助対象経費総額の2分の1とのいずれか少ない額(限度額40万円)

* 建築物の壁面緑化に補助

◇対象 緑化面積は、1㎡以上であること。

◇補助金交付額 フェンス等の面積を緑化面積とし、1㎡当たり5000円以内で算出した額と補助対象経費総額の2分の1とのいずれか少ない額(限度額20万円)

* 保存樹木・樹林などに補助

* 保存樹木(樹高が10m以上で、地上1.5m部分の幹周りが1.5m以上)＝せん定にかかった費用の3分の2に相当する額(1本につき限度額10万円)

* 一度補助を受けると、5年間は補助を受けられません。

* 保存樹林(300㎡以上の土地に存在する樹林)＝1㎡につき10円とし、当該面積を乗じた額(年額)

* 公開樹林(平地林:宅地介在山林であって宅地並み課税されている土地に存在し、5年間公開することができる樹林)＝当該年度分の固定資産税・都市計画税の合計額の90%以内に相当する額

■花の応援事業

花づくりの楽しさや花と緑にあふれる快適なまちづくりを推進するため行っています。

* 花の種・球根の配布

年2回程度、花の種や球根などを無料で配布します。

◇対象 学校、3人以上のボランティア団体など

◇対象花壇など 道路に面していて、市民の皆さんが自由に鑑賞できる場所にあるもので、次のいずれかに該当するもの

* 花壇＝1.65㎡以上

* プランター＝長さ64cm×幅22cm程度で、10個以上設置するもの

* 街角ふれあい花壇

花と緑にあふれるまちづくりのため、街角を飾る手作りのふれあい花壇を、年間を通して(花の見頃の時期に随時)募集しています。自薦・他薦は問いません。該当者には花の種や球根などを差し上げるほか、写真パネル展などで紹介します。

◇対象 個人、団体、事業所などが設置する手作りの花壇(プランター、鉢植えなどを配置したものも含む)で、次のすべての要件に該当するもの

* 誰もが自由に観賞できる場所に設置されており、道路など他の敷地にはみ出してない

* 花壇の広さがおおむね1㎡以上ある(プランターなどを並べたもの場合は、同等の広さに調和よく配置されている)

* 水やり、除草などの育成管理を適切に行い、美観向上に配慮している

◇応募 応募用紙・推薦書を〒196-8511 市役所環境課水と緑の係へお持ちいただくか郵送

* 応募用紙・推薦書は、市役所環境課、各市立会館にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、連絡をいただければ郵送します。

* 写真の添付は不要です。

* 応募受け付け後、花壇の状況確認に伺います。

地球温暖化防止のために

▶環境課計画推進係 ☎544-4331 (直通)

■住宅用新エネルギー機器などに補助

太陽光発電システムなどの新エネルギー機器やエネファーム、エコウィルなどの省エネルギー機器を新たに設置する、市内に住所を有する個人または法人などに対し、設置費の一部を補助します。

補助を受けるには一定の条件が必要です。事前に連絡してください。

▼太陽光利用機器・高効率給湯機器等補助

補助対象機器	補助金額
太陽光発電	2万円(1キロワットあたり)上限8万円
太陽熱ソーラーシステム	5万円
太陽熱温水器	2万5000円
蓄電池	機器費の3分の1以内の額 上限5万円
エネファーム	5万円
エコウィル	3万円
直管型LED照明器具改修工事(既存家屋に限る/ランプのみの交換も対象)	工事費等の3分の1以内の額 上限10万円

* 対象機器はいずれも未使用のものに限ります。

* 太陽光発電システムは千円未満の端数を切り捨てた金額です。



ごみ、水道・下水道、環境

